

入札公告

(事後審査型・総合評価)

下記の建設工事について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6、湖西市契約規則（昭和 57 年湖西市規則第 16 号）第 8 条、湖西市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成 21 年湖西市告示第 44 号）第 4 条及び湖西市制限付一般競争入札実施要領第 6 条の規定に基づき公告する。

この入札は、静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

令和 7 年 10 月 29 日

湖西市長 田内 浩之



記

1 入札執行者

湖西市長 田内 浩之

2 入札に付する事項等

契約番号	5071000039	主管課	消防総務課
入札番号	10039	担当課	建築住宅課
工事名	令和 7 年度 湖西市消防防災センター第 2 期建設工事（解体工事）		
履行箇所	湖西市 古見 地内		
工期	令和 8 年 12 月 21 日 限り		
建設工事の種類	解体工事		
設計業務等の受託者	商号又は名称：株式会社白柳一級建築設計事務所 所在地：静岡県浜松市中央区高丘北 4－6－3 5 法人番号：3080401002428		
入札参加資格	次の条件を全て満たす者とする。 1. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく解体工事に係る特定建設業の許可を有する者 2. 湖西市内に契約事業所を有する者のうち建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査結果の解体工事に係る総合評定値 700 点以上を有する者又は、浜松市内若しくは豊橋市内に契約事業所を有する者のうち建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査結果の解体工事に係る総合評定値 900 点以上を有する者 3. 次の条件と全て満たす技術者を、本工事における主任・監理技術者として配置できる者 (1) 解体工事に係る監理技術者資格を有していること (2) 本工事に専任で配置し得ること		
工事費内訳書	要（内容を指定しています。）		

入札執行予定日時等	令和7年11月19日（水） 午前9時00分
申請締切日	令和7年11月7日（金）
質問期日	令和7年11月7日（金）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の4に該当しないこと。
- (2) 湖西市における建設工事競争入札参加資格において、2の入札参加資格に掲げる業種の認定を受けている者であること。
- (3) 申請締切日から落札決定までの期間に、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成18年湖西市告示第101号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 湖西市発注公共工事暴力団排除措置要領（平成6年1月1日施行）に基づく排除を受けている期間中でないこと。
- (5) 工事の施工に対応して必要な建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者を配置できること。なお、公告日の時点において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (6) 湖西市建設工事現場代理人取扱要綱（平成28年湖西市告示第100号）第3条に規定する現場代理人を配置できること。なお、公告日の時点において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (7) 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていること（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 2に掲げる工事に係る設計業務等の受託者でないこと、または設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- (10) 湖西市建設工事競争契約入札心得の規定に同意できること。

4 設計図書の取得等

- (1) データの閲覧及び取得期間
公告日から開札日の前日まで（土・日曜日及び祝日は除く）
- (2) 閲覧及び取得場所
入札情報サービス（PPI）からダウンロード
- (3) 設計図書の不備の取扱い
落札決定までにおいて、入札執行者が設計図書に不備（数量の誤り、費用の計上もれ等）を発見した場合は、入札を取りやめる。
ただし、当該設計図書の不備が軽微なものであって、公正な入札執行に支障がないと入札執行者が認めた場合は、設計図書の一部を訂正し、入札を続行する。この場合において、入札執行者は次に掲げる方法により設計図書の訂正したことの周知を行う。

① 質問により発見した場合

回答書に設計図書を訂正した旨を記載する。

訂正した設計図書は、回答書と共に入札情報サービス（PPI）に掲載する。

② 入札執行者または担当課、主管課等の職員が発見した場合

入札参加者に電子入札システムにて連絡する。

訂正した設計図書は、入札情報サービス（PPI）に掲載する。

(4) 注意事項

設計図書のデータは、本工事以外には使用しないこと。

図面については、収縮していることがある。

5 入札参加資格の確認等

本入札の参加希望者は、次により（様式第1号）事後審査型制限付一般競争入札参加申請書及び（指定様式A）加算点自己採点シート（以下「申請書等」という。）を作成のうえ提出し、入札前に基本的な確認を受けなければならない。また開札の結果、落札候補者となった者は、入札後に入札参加資格確認資料（以下「事後審査資料」という。）を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。

(1) 申請書等について

① 提出期間

公告日から令和7年11月7日（金）まで（土・日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後5時までとする。紙入札での場合についても、午後5時までとする。

② 提出場所

電子入札の場合には、システムへ送信し、紙入札の承諾を得たものは、湖西市 総務部 契約検査室（契約検査係）の窓口に出すこと。

③ 提出書類

- ・（様式第1号）事後審査型制限付一般競争入札参加申請書

- ・（指定様式A）加算点自己採点シート

※ 提出のない入札参加者には、加算点を付与しないものとする。

※ 評価項目「企業の実績—過去5か年度の工事成績」の採点結果は、入力しないこと。

④ 提出方法

申請書の提出は、電送を原則とする。（ファイル容量により電送できない場合は、入札執行者の指示に従うこと。）

また、紙媒体による入札参加について入札執行者の承諾（紙入札方式参加申請書（様式3・湖西市電子入札運用基準）を提出）を得た場合は、持参にて提出することができる。（郵送等による提出は認めない。）

※ 紙入札方式参加申請書の提出期限は、申請書締切日の午後5時までとする。

※ やむを得ないと判断できるもの以外は、紙入札での参加を認めない。

※ 申請書を提出後、入札書提出期間までの間に、手続き中の機器の不具合等で紙入札に移行する場合は、紙入札方式移行申請書（様式4・湖西市電子入札運用基準）を提出し、入札執行者の指示に従うこと。

⑤ 確認結果

提出期日から3日以内（土・日曜日及び祝日は除く。）に通知する。

(2) 事後審査資料について（落札候補者のみ）

① 提出期間

落札候補者を決定した日から2日以内（土・日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後5時までとする。紙入札の場合についても、午後5時まで。

② 提出場所

電子入札の場合には、システムへ送信し、紙入札の承諾を得たものは、湖西市 総務部 契約検査室（契約検査係）の窓口に出す。

③ 提出書類

ア. 直近の総合評定値通知書の写し

イ.（指定様式B）工事实績調書

※ 評価項目「企業の能力ー平成27年4月以降の同種・類似工事の施工実績」における評価対象工事の実績を有しない場合は、提出を不要とする。

※ 工事カルテ（CORINS）等の写し（同種工事又は類似工事の記載があるもの）を添付すること。

※ 記載する工事施工実績の数は、2件以内とすること。

※ JV工事（特定・経常）による実績は、出資比率20%以上の工事とすること。

ウ.（指定様式C）配置予定の技術者に関する調書

※ 配置予定の技術者として申請するのは、2名以下とすること。

※ 法令に関する免許について、免許を証明する書面の写しを添付すること。

※ 配置予定の技術者1名につき、申請できる工事経験は1件限りとする。

※ 配置予定の技術者が、評価項目「技術者等の能力ー平成27年4月以降の同種・類似工事の施工経験」における評価対象工事に従事した経験を有する場合には、工事経験欄を記入のうえ、工事カルテ（CORINS）等の写し（同種・類似工事の記載があり、当該技術者が従事したことが証明できるもの）を添付すること。

※ JV工事（特定・経常）による工事経験は、出資比率20%以上の工事とすること。

エ.（様式第4号）実務経験証明書

※ 配置予定の技術者が、建設業法第7条第2号イ若しくはロに該当する場合、または建設業法第7条第2号ハに該当し得る資格のうち取得後の実務経験が必要となるものを保有している場合に提出すること。

※ 配置予定の技術者が営業所専任技術者に該当する場合は、専任技術者証明書等の提出をもって代えることができる。

オ.（指定様式D）配置予定の現場代理人に関する調書

※ 配置予定の技術者が現場代理人を兼務しない場合に提出すること。

※ 配置予定の現場代理人として申請するのは、2名以下とすること。

~~カ.（指定様式E）配置予定の品質証明員に関する調書~~

~~※ 配置予定の品質証明員として申請するのは、2名以下とすること。~~

~~※ 法令に関する免許について、免許を証明する書面の写しを添付すること。~~

~~キ.（指定様式F）配置予定の品質証明員の現場経験調書~~

~~※ 記載した工事に関する資料（CORINS 等の写し）は、添付しないこと。~~

ク.（指定様式G）手持ち工事等に関する調書

※ 配置予定の技術者、現場代理人または品質証明員が、申請書等の提出日の時点で、建設工事（下請工事や民間工事を含む。）や建設工事以外の全ての業務（測量、設計、運搬等）に従事している場合に提出するものとする。

※ この調書の記載内容にかかわらず、開札日の翌日から起算して 25 日以内に記載した手持ち工事等が完成する場合または記載した手持ち工事等の役割を別の従業員等に交代する場合は、当該手持ち工事等を有しないものとして取り扱う。

ケ.（指定様式H）社会性等に関する調書

※ 提出のない入札参加者には、加算点を付与しないものとする。

(3) 配置予定の技術者等に関する注意事項

本工事に申請した技術者等を他工事に配置予定として申請している場合において、他工事を落札したことにより当該技術者等が配置できなくなったときは、開札までに、電子入札システムにより参加資格喪失届（紙入札の承諾を得た場合は、電子入札運用基準に定める参加資格喪失の届出（様式5））を提出すること。

他工事を落札したことにより、配置予定の技術者等が配置できないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置を行う場合がある。

(4) その他

- ① 申請書等及び事後審査資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 申請書等及び事後審査資料に用いる言語は日本語とする。
- ③ 入札執行者は、提出された申請書等及び事後審査資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限後における申請書等及び事後審査資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 提出された申請書等及び事後審査資料は、返却しない。
- ⑥ 提出された申請書等及び事後審査資料は、公表しない。
- ⑦ 指定様式については、入札情報サービス（PPI）から取得すること。
- ⑧ （指定様式A）加算点自己採点シートに誤りがあった場合は、評価項目の各様式に記載されている内容や根拠資料に関係なく、本来の評価より自己申請が低い場合は修正を行わず、自己申請が高い場合のみ本来の評価に下方修正する。

6 設計図書または電子入札システムに関する質問

(1) 設計図書に関する質問

① 提出方法

電子入札システムによる。

ただし、紙入札の承諾を得た場合にあっては、質問書（様式自由）を湖西市総務部契約検査室の窓口に出すこと。

② 受付期間

5の(1)に掲げる申請書提出期間（土・日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後5時まで

で

(2) 設計図書に関する質問に対する回答

① 縦覧期間

質問締切日の3日後（土・日曜日及び祝日は除く。）から開札日の前日の午後5時まで。

ただし、土・日曜日及び祝日は除く。

② 縦覧場所

入札情報サービス（PPI）に回答書を掲載する。

(3) 電子入札システムの操作方法等に関する質問

静岡県電子入札共同利用センター・電子入札ヘルプデスク（電話番号 0570-011311）に照会すること。（受付時間：9:00～12:00・13:00～17:00）

7 入札方法、入札執行の場所等

(1) 入札書受付期間

① 電送による入札の場合

開札日の前々日（午前9時から午後9時まで）及び開札日の前日（午前9時から午前12時（正午）まで）に静岡県共同利用電子入札システムにより提出すること。

② 紙媒体による入札の場合

下記(2)の日時に、下記(3)の場所へ直接持参すること（郵送等による入札は認めない）。

(2) 入札、開札の日時

令和7年11月19日（水） 午前9時00分

(3) 入札、開札の場所

湖西市吉美 3268 番地 湖西市役所 2 階 契約検査室

(4) その他

① 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

② 入札執行回数は、2 回を限度とする。

（紙入札による参加の場合）

① 入札書を持参すること。（郵送等による入札は認めない。）

② 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出すること。

③ 入札前に確約書を提出すること。

（委任状及び確約書の様式については、湖西市ウェブサイトに掲載している。）

④ 入札執行開始時間の 10 分前に入札会場に集合すること。

⑤ 入札会場には、各者 1 名のみ入室とする。

8 工事費内訳書

(1) 提出の要否

要（初度の入札に限る。）

(2) 内訳内容の指定の有無

有（指定内容と一致しない工事費内訳書を提出した入札者の入札は無効とする。）

(3) 工事費内訳書の取扱い

全ての入札者から提出された工事費内訳書を確認し、湖西市工事費内訳書取扱要領に定める入札無効条件に該当する場合は、当該入札者の入札は無効とする。

(4) 紙入札による参加の場合の提出

工事費内訳書を封かん・封印のうえ、7の(1)の①に掲げる入札書受付期間内に、湖西市 総務部 契約検査室（契約検査係）の窓口を持参すること。

9 開札

開札は7の(3)に掲げる入札、開札の場所において、入札書提出後直ちに、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合においては、立会いを省略する。

10 入札の無効

この公告の示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び湖西市建設工事競争契約入札心得、設計図書に示した条件その他の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、指名指止措置を受けた場合等、落札決定までの期間に入札参加資格を失った者のした入札は無効とする。

11 落札者の決定方法

施行令第167条の10の2第1項及び湖西市建設工事総合評価落札方式試行要領第7条の規定により、総合評価落札方式を適用するため、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、総合評価説明書に記載する方法で算出する評価値（除算方式：標準点と加算点の合計を入札価格で除して得た数値）が最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき入札者の入札価格が湖西市低入札取扱要領（平成14年湖西市告示第142号）の規定により定める調査基準価格を下回った場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。

(1) 調査基準価格等の設定に関する事項

- ① 調査基準価格の設定 有
- ② 失格基準価格の設定 無
- ③ 最低制限価格の設定 無

(2) 落札者となるべき入札者の入札価格が調査基準価格を下回った場合の開札手続

保留のうえ、12に掲げる低入札価格調査に関する事項による手続を行う。

入札執行者は電子入札システムで保留の手続きを行い、全ての入札者に対して保留通知書を発送する。（紙入札による入札者に対しては、口頭により伝達する。）

(3) 調査結果に基づく落札者決定等

低入札価格調査対象者が、契約の内容に適合した履行ができると認められた場合は当該調査対象者を落札者とし、履行できないおそれがあると認められる場合は当該調査対象者を失格とし、次順位者を落札者とする。

なお、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回った場合には、同様に保留のうえ、12に掲げる

低入札価格調査に関する事項による手続を行う。

(4) 落札者決定の通知方法

全ての入札者に対して、電送により落札者決定通知書を発送する。(紙入札による入札者に対しては、口頭により伝達する。)

12 低入札価格調査に関する事項

(1) 低入札価格調査対象者

落札者となるべき入札者(予定価格の制限範囲内である者のうち、評価値が最も高い者)を低入札価格調査対象者とする。

(2) 提出資料

低入札価格調査対象者は、調査対象者となった旨の通知(保留通知書)の発送日から2日後の午後5時までに次に掲げる書類を持参により提出すること。(7の(2)に掲げる開札予定日に保留通知書を発送した場合は、令和7年11月21日(金)午後5時まで)

なお、原則として、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。(提出時に書類確認は行わないので、注意すること。)

① 建築住宅課に提出する書類(1部)

ア. 低入札価格調査に係る資料(湖西市低入札取扱要領の様式第1号)

イ. 積算内訳書

※ アに掲げる様式中の1の(3)関係

※ 直接工事費については、自社の様式または金抜き設計書に金抜き設計書と同等水準まで内訳金額を記載すること。

※ 共通仮設費、現場管理費については、必ず積み上げで算出し、明細表等により自社の様式または金抜き設計書に金額を記載すること。

※ 一般管理費については、自社の様式により積算金額を記載すること。

ウ. 契約予定の下請負人に関する調書(湖西市低入札取扱要領の様式第2号)

※ 受注者となった場合に、直接契約を締結する下請負人について記載すること。(資材購入、警備業務等の建設工事以外の契約予定先についての記入は不要。)

※ 下請負人が建設業許可を有している場合には、許可業種を記載すること。(許可を有しない場合は空欄とすること。)

※ 社会保険等の加入状況欄には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況について、「加入」・「適用除外」・「未加入」の別によって、記載すること。

※ 下請負人のうち、建設業許可を有しており、かつ社会保険等の加入状況欄のいずれかが「未加入」の者がいる場合には、当該下請負人と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別な事情を記載した書面を提出すること。

エ. 契約予定の下請負人から徴した見積書の写し

オ. 資材購入、機械リース、建設副産物処理、警備業務(交通誘導員等)等、本工事に係る契約予定先から徴した見積書の写し

② 契約検査室に提出する書類(1部)

ア. 低入札価格調査に係る資料(湖西市低入札取扱要領の様式第1号)

イ. 契約予定の下請負人に関する調書(湖西市低入札取扱要領の様式第2号)

ウ. 湖西市税の滞納等がない証明書の写し

- ※ 必要事項を記入のうえ、湖西市税務課収納係窓口で証明書の交付を申請すること。
- ※ 3 か月以内に発行されたものに限る。
- ※ この資料については、ヒアリング時の提出を認める。

エ. 税務署納税証明書の写し

- ※ 法人にあつては納税証明書その 3 の 3 を、個人事業主にあつては納税証明書その 3 の 2 を提出すること。
- ※ 3 か月以内に発行されたものに限る。
- ※ この資料については、ヒアリング時の提出を認める。

オ. 財務諸表の写し

- ※ 直近の決算の損益計算書、貸借対照表、完成工事原価報告書及びキャッシュフロー計算書を提出すること。

カ. 5 の(2)の③に掲げる落札候補者となった場合に提出する書類

~~キ. 配置予定の品質証明員に関する調書~~

- ~~※ 現場経験調書 及び 手持ち工事等に関する調書を含む。~~
- ~~※ 保有する資格証の写しを添付すること。~~
- ~~※ 品質証明員の資格要件については、特記仕様書または湖西市品質証明実施要領によるものとする。~~

(3) ヒアリング

提出書類の確認後、湖西市役所内でヒアリングを実施するため、低入札価格調査対象者はこれに協力すること。(実施日時については、別途連絡する。)

(4) 失格判断基準

別表に掲げる判断基準に該当する事実が認められる場合、契約内容に適合した履行ができないおそれがあると判断する。

13 再度入札

開札の結果、落札者を決定できないときは、再度入札を 1 回に限り実施する。(再度入札に参加できる者がいないときを除く。)

(1) 再入札通知書

再度入札を実施する旨、並びに、初度の入札における最低入札価格、再入札書受付期間及び開札予定日時について、電送により通知する。(紙入札による入札者に対しては、口頭により伝達する。)

(2) 再入札書受付期間

① 電送による入札の場合

原則として、7 の(2)に掲げる日時から 3 時間以上が経過するまでの時間を再入札書受付期間とする。(詳細は再入札通知書による。)

提出は、静岡県共同利用電子入札システムによること。

② 紙入札による場合

(1)により伝達した開札予定日時に、下記(4)に掲げる場所へ直接持参すること(郵送等による入札は認めない)。

(3) 再度入札、開札の日時

原則として、7の(2)に掲げる日の午後（詳細は再入札通知書による。）

(4) 再度入札、開札の場所

湖西市吉美 3268 番地 湖西市役所 2 階 契約検査室

14 不落随意契約への移行

再度入札を実施した結果、落札者がいない場合において、最低入札価格と予定価格との差額が予定価格の 5%以下であるときは、湖西市建設工事競争契約入札心得第 19 条に規定する手続に移行するものとする。

この場合において、再度入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の 5%以下で、かつ、最高評価値であった者から見積書を徴する。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付（契約金額 100 分の 10 以上）。ただし、1 件の請負代金額が 300 万円未満は、免除。

16 積算疑義の申立て

本工事は、湖西市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立てに関する事務取扱規程（平成 30 年湖西市規程第 2 号）の対象とする。

17 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

18 契約に関する特記事項

この工事の請負契約にあたっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条及び湖西市契約規則第 31 条の規定により、落札者と仮契約を締結し、後日、湖西市議会の議決を経て、本契約を締結する。

19 支払条件

(1) 前払金は、請負代金額 300 万円以上の場合に請求することができ、かつ、その額は、請負代金額の 40%以内とする。

(2) 中間前払金は、前払金の支払いを受けた場合であって、市長が認めたときは、請求することができる。その額は請負代金額の 20%以内とする。

(3) 部分払の請求回数

請負代金額	300 万円以上 2,000 万円未満	: 2 回以内
	2,000 万円以上 5,000 万円未満	: 3 回以内
	5,000 万円以上	: 4 回以内

20 定義

- (1) 設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がないとは、次のいずれにも該当しないことをいう。
 - ① 設計業務等の受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている
 - ② 代表権を有する役員が、設計業務等の受託者の代表権を有する役員を兼ねている
- (2) 市内業者とは、湖西市競争入札参加資格者の市内業者及び準市内業者の認定基準（平成 23 年 4 月 1 日施行）に定めるものをいう。
- (3) 準市内業者とは、湖西市競争入札参加資格者の市内業者及び準市内業者の認定基準に定めるものをいう。
- (4) 契約事業所とは、本工事の契約を締結する営業所（主たる営業所を含む。）をいう。
- (5) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人をいう。

21 その他

- (1) 入札参加者は、湖西市建設工事競争契約入札心得を熟読し遵守すること。（湖西市ウェブサイトに掲載している。）
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本工事は、湖西市建設工事請負契約約款を適用する。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に基づく措置を講ずることがある。
- (5) 落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (6) 落札決定後に湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が湖西市から指名停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。
 - イ 湖西市議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に湖西市から指名停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から湖西市議会の議決前に湖西市から指名停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。
 - ウ ア又はイにより契約を締結しない取り扱いとした場合については、湖西市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (7) 湖西市電子入札運用基準（平成 22 年施行）に基づき入札に参加すること。電子入札システムに障害等やむをえない事情がある場合は、紙入札に変更する場合がある。
- (8) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、湖西市総務部契約検査室に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知書の様式は任意とする。
- (9) 湖西市ウェブサイト若しくは入札情報サービス（PPI）に添付されている所定の申請書又は入札書等関係書類を使用すること。ただし、様式指定のない書類については、この限りでない。

- (10) 電送により関係書類を提出する場合は、添付するファイル名に会社名、申請書類名及び契約番号を記載すること。(添付ファイル名の例：「〇〇会社 申請書等 契約番号」、「〇〇会社 内訳書 契約番号」、「〇〇会社 質問書 契約番号」等)
- (11) その他不明の点については、湖西市総務部契約検査室（〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 電話番号 053-576-1178）に照会すること。

別表

低入札価格調査における失格判断基準

項 目	内 容
1 調査資料が未提出の場合または調査に協力しない場合	(1) 市が指定する期日までに、市の求める調査資料の提出（追加資料などで市の承諾を得たものを除き、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。）がなく、必要な調査を行うことができない場合 (2) 説明聴取に応じず、必要な調査を行うことができない場合
2 調査資料の内容が適正でない場合	(1) 入札時の内訳書（工事費内訳書）と調査資料である積算内訳書が一致していない場合 (2) 設計図書に計上した設計数量が反映されていない場合 (3) 材料や製品について、設計図書の仕様に適合した品質・規格を満足していない場合 (4) 全ての項目に対し、積算根拠が明確でないなど不当に低額な費用を計上していた場合 (5) 設計図書に計上した交通誘導員に係る費用が反映されていない場合 (6) 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計図書に適合していない場合 (7) 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 (1)(8) その他適正な工事の履行がなされないと認められる場合
3 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	(1) 監理技術者等が重複専任になる場合（低入札価格調査の対象工事にあつては、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の適用は認めない。） (2) 配置予定技術者等の雇用関係が確認できない場合 (3) 品質証明員の配置が必要となる工事において、品質証明員が配置できない場合 (4) 建設業法第 2 条第 5 項に規定する下請負人であつて、調査対象者が直接契約を締結する予定のあるもの（以下「契約予定の下請負人」という。）が建設業の許可を受けていない場合（許可が不要な場合を除く。） (5) 契約予定の下請負人が湖西市建設工事執行規則（平成 9 年湖西市規則第 24 号）第 15 条の 3 第 1 項に規定する社会保険等未加入者の場合（当該下請負人と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると認められる場合であつて、市長が認めるときを除く。） (6) 契約予定の下請負人が湖西市建設工事執行規則第 15 条の 4 第 1 項に規定する相指名業者の場合（当該下請負人と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると認められる場合であつて、市長が認めるときを除く。） (7) その他適正な工事の履行がなされないと認められる場合



落札者決定基準（簡易型Ⅱ）

契約番号：5071000039

工事名:令和7年度 湖西市消防防災センター第2期建設工事（解体工事）

1. 評価基準について

（1）入札参加資格に対する加算点付与の考え方は次のとおりである。

	評価項目	判断基準	配点	最大 得点	摘 要
企業 の 能力	平成27年4月以降の 施工実績	同種工事の実績あり	2.0	2.0	コリス'又は確認できる書類（設計書等）にて確認する。
		類似工事の実績あり	1.0		
		なし	0.0		
	過去5か年度における 湖西市での（変更 契約後を含む）最終 契約金額500万円以 上の工事成績評定の 平均点 入札参加者の評価対 象となる工事件数が 1件の場合、加算点 に0.5を乗ずる。	83点以上	2.0	2.0	過去5か年度とは令和2年度から令和6年度までの5年間をいう。 5か年度の全体平均点は80点である。なお、入札参加者の評価対象と なる工事件数が1件の場合（64点以下の実績による-3点を除く。）に は、配点を1/2にする。
		81点以上～83点未満	1.0		
		79点以上～81点未満	0.0		
		76点以上～79点未満	-0.5		
		65点以上～76点未満	-1.0		
		64点以下の実績が1件以上ある場合	-1.5		
		成績評定の対象となる実績が無い場合	0.0		
	過去2か年度におけ る週休2日推進工事 の施工実績の有無	4週8休以上の実績が複数件あり	1.0	1.0	湖西市が発注した工事において、「湖西市週休2日推進工事実施要 領」に基づく、週休2日推進工事の施工実績がある場合に評価する。
		4週8休以上の実績あり	0.5		
		なし	0.0		
	品質・環境マネジメン トシステムの取組状 況	ISO9001の認証あり	0.5	0.5	ISO9001認証書(写)にて確認する。 建設業に関する認証取得を対象とする。
なし		0.0			
ISO14001又はエコアクション21の認証あり		0.5	0.5	ISO14001又はエコアクション21の認証書(写)にて確認する。 建設業に関する認証取得を対象とする	
		なし	0.0		
建設キャリアアップ システムの登録実績 の有無	活用申請あり	0.5	0.5	当該工事における評価点確認申請書での「建設キャリアアップシステ ム」の活用申請をもって評価する。	
	活用申請なし	0.0			
技 術 者 等 の 能力	技術者資格 （主任・監理技術者）	1級建築施工管理技士等かつ登録解体工事講習受講者等	2.0	2.0	資格者証(写)にて確認する。
		解体工事施工技士	1.0		
		その他	0.0		
	平成27年4月以降の 施工経験 （主任・監理技術者）	同種工事の経験あり	3.0	3.0	主任・監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として工期の全期 間に従事した経験を評価する。 評価対象期間等の考え方は、企業の能力と同じである。
		類似工事の経験あり	1.5		
		なし	0.0		
	令和5年度以降の静 岡県からの表彰状況 （主任・監理技術者）	優良技術者又は優良工事への従事経験者	0.5	0.5	優良工事への従事経験者とは、優良工事に主任・監理技術者、監理技 術者補佐又は現場代理人として従事した者をいう。
		なし	0.0		
	継続教育の取組状況 （主任・監理技術者）	年間推奨単位以上を取得している	0.5	0.5	当該工事に関連する団体の継続教育を評価するものとし、評価対象期 間は過去2か年度のうち、任意の1年間とする
		なし	0.0		
	現場代理人の資格 主任・監理技術者又は は、監理技術者補佐が 兼ねる場合は、評価し ない	対象工事の監理技術者になり得る資格	2.0	2.0	主任・監理技術者又は、監理技術者補佐が兼ねる場合は、評価しない。
		対象工事の監理技術者補佐になり得る資格	1.5		
		対象工事の主任技術者になり得る資格	1.0		
		その他	0.0		
社 会 性 、 信 頼 性	企業の地理的条件	市内業者（湖西市内に主たる営業所あり）	1.5	1.5	市内業者・準市内業者とは、湖西市競争入札参加資格者の市内業者及び 準市内業者の認定基準に基づき、認定を受けている者をいう。
		準市内業者（湖西市内に営業所あり）	0.5		
		その他	0.0		
	湖西市との災害協定 等 ・協定の締結状況 ・活動実績の状況 ・建設機械の保有状況	災害協定の締結あり	0.5	1.5	活動実績ありとは、令和2年度以降に実施した災害協定に基づく活動 実績または災害協定に準じた活動実績とする。 建設機械は、直近の総合評定値通知書の数値にて判断する。
		活動実績あり	0.5		
		建設機械3台以上所有あり	+0.5		
		災害協定の締結なし	0.0		
	過去1年間の指名停 止措置の状況	指名停止あり	-1.0	0.0	令和6年4月以降の湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に 基づく措置状況でマイナス評価する。
		文書注意又は口頭注意あり	-0.5		
		その他	0.0		
	若年技術者の配置 （主任・監理技術者）	公告日の時点で40歳未満である	0.5	0.5	当該工事に配置を予定している主任・監理技術者の年齢により、評価 する。
		その他	0.0		
	若年技術者の雇用状 況	公告日の時点で35歳未満の技術者雇用あり	0.5	0.5	建設工事の主任技術者になり得る資格を有すること。（ただし、実務 経験による資格者は評価しない。）
		なし	0.0		
市内でのボランティ ア活動	活動の実績あり（R6.4.1～R7.3.31）	0.5	0.5	湖西市内における道路、河川等の公共施設に係る美化活動や森林、海 岸等で地域や行政との協働で実施する環境の保全活動	
	なし	0.0			
低入札価格調査を 実施した建設工事の状 況	全体平均点未満の工事実績あり	-0.5	0.0	令和6年度の検査を合格した低入札価格調査対象工事で、当該年度の 全体平均点未満がある場合にマイナス評価する。	
	なし	0.0			
計				19.0	

(2) **落札候補者**が提出する証明書類等の注意事項

落札候補者は本案件に関する公告に記載する証明書類等を提出すること。

- ① 同種工事及び類似工事について、工事カルテ (CORINS) での確認ができない場合、確認できる書類 (設計書等の該当箇所) を併せて添付すること。
- ② 配置予定技術者が複数いる場合、評価が最も低い者で評価するが、全員分添付すること。
- ③ 工事の成績評定を証明する書類の添付は不要とする。
- ④ 4 週 8 休以上の実績が確認できる検査結果通知書の写しを提出できること。複数件の実績がある場合は、2 件以上の実績を証明できる書類を提出すること。
- ⑤ ISO、エコアクション等の認証取得状況について、証明書類を添付すること。
- ⑥ 湖西市との災害協定等については、災害協定の締結を証明する書類の添付は要しないが、協定に基づく活動実績等を証明する書類と直近の総合評定値通知書を添付すること。
- ⑦ 若年技術者の雇用状況について、証明書類を添付すること。(申請は 1 名限りとする。)
- ⑧ ボランティアの活動状況について、証明書類を添付すること。
- ⑨ 静岡県からの表彰実績は、優良技術者としての表彰実績若しくは優良工事として表彰された建設工事に従事したことが分かる証明書類を添付すること。
- ⑩ 継続教育の取組状況について、評価対象団体が発行する取得単位の証明書の写しを添付すること。(推奨単位未満の場合は不要とする。)
- ⑪ 指名停止措置及び低入札価格調査の対象となった工事に関する書類の提出は、不要とする。
- ⑫ 本工事の完成検査時に本工事の工事概要・契約情報を建設キャリアアップシステムに登録していることの証明書類を提出すること。

2. 各評価項目の留意点

(1) 企業の施工実績及び技術者 (主任・監理技術者) の施工経験について

- ① 評価項目「企業の能力 - 平成 **27** 年 4 月以降の施工実績」では、企業としての施工実績を評価対象とする。
- ② 技術者の施工経験は、元請として配置した主任・監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての経験とし、工期の全期間に渡って配置された場合に限り、評価の対象とする。
- ③ 平成 **27** 年 4 月 1 日以降に、公共工事 (国、特殊法人等又は地方公共団体の機関が発注した建設工事) を元請として完成に至った工事を評価対象とする。
- ④ 同種工事とは、**鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造**であって、1 棟あたりの延床面積の合計が 1,000 m²以上の建築物の解体工事をいう。
- ⑤ 類似工事とは、**鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造**であって、1 棟あたりの延床面積の合計が 500 m²以上の建築物の解体工事をいう。
- ⑥ JV 工事 (特定・経常) による実績は、出資比率 20% 以上であれば評価の対象とする。

(2) 工事成績評定の平均点について

- ① 湖西市発注の建設工事のうち、(変更契約後を含む) 最終契約金額 500 万円以上の

工事を対象とする。

- ② 湖西市発注工事のうち、令和 2 年度から令和 6 年度に完成検査に合格したものを対象とする。
- ③ 入札参加者の平均点は、当該入札参加者が①及び②に掲げる対象工事で受けた評定点を平均した数値（端数が生じたときは、小数点以下切り捨てとする。）とする。
- ④ 入札参加者の評価対象となる工事の件数が 1 件である場合、配点に 0.5 を乗ずる。（ただし、64 点以下の実績による配点を除く。）
- ⑤ 64 点以下の実績（粗雑工事）が 1 件以上ある場合は、加算点を-1.5 点とする。②の工事を対象として算出する。
- ⑥ 入札参加者の評価対象となる工事が無い場合は、配点を 0 点とする。
- ⑦ 特定 J V 工事における評定点は、代表構成員の評定点に限って反映するものとする。

（3）週休 2 日推進工事の施工実績について

- ① 湖西市発注の建設工事のうち、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に完成検査に合格したものを対象とする。
- ② 4 週 8 休以上の実績が確認できる検査結果通知書の写しを提出できること。複数件の実績がある場合は、2 件以上の実績を証明できる書類を提出すること。

（3）品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況について

- ① 登録範囲に建設工事に関する事項が含まれていない場合は、評価の対象外とする。
- ② 契約事業所（湖西市との契約を締結する営業所）が認証を取得していない場合であっても、主たる営業所が認証を取得している場合は、評価する。

（4）建設キャリアアップシステムの活用申請について

- ① 本工事における「(指定様式 A) 加算点自己採点シート」及び「(指定様式 H) 社会性等に関する調書」で建設キャリアアップシステムの活用申請があった場合に評価する。
- ② 一般財団法人 建設業振興基金によって運営がなされている建設キャリアアップシステムの活用申請のある元請を評価対象とする。
- ③ 活用申請とは、本工事における「(指定様式 A) 加算点自己採点シート」及び「(指定様式 H) 社会性等に関する調書」での建設キャリアアップシステムの活用申請とする。
- ④ 本工事の完成検査時に本工事の工事概要・契約情報を建設キャリアアップシステムに登録していることの証明書類を提出すること。

（5）技術者（主任・監理技術者）の保有資格について

- ① 1 級建築施工管理技士等とは、次のいずれかの資格をいう。
（技術士資格の空欄は、選択科目等の内容指定がない場合をいう。）
 - ア. 1 級建築施工管理技士
 - イ. 1 級土木施工管理技士
 - ウ. 技術士「建設部門（ ）」
 - エ. 技術士「総合技術監理部門（建設- ）」

- ② 登録解体工事講習受講者等とは、次のいずれかの資格等をいう。
- ア. 登録解体工事講習の受講者
- イ. 平成 28 年 4 月 1 日以降に、①のア又はイのいずれかの資格を取得した者
- ③ 登録解体工事講習とは、「公益社団法人 全国解体工事業団体連合会」又は「一般財団法人 全国建設研修センター」が実施しているものをいう。
- ④ 実務経験による資格保有者や、大臣特別認定者（建設業法第 15 条第 2 号ハ）は、評価対象とはしない。
- ⑤ 配点を受けるための条件は、次のとおりである。【補足】
- ア. 2.0 点の配点を受けるためには、次のいずれかの有資格者でなければならない。
- （ア） 1 級建築施工管理技士（平成 28 年 4 月 1 日以降の合格者に限る。）
- （イ） 1 級建築施工管理技士（登録解体工事講習の受講者に限る。）
- （ウ） 1 級土木施工管理技士（平成 28 年 4 月 1 日以降の合格者に限る。）
- （エ） 1 級土木施工管理技士（登録解体工事講習の受講者に限る。）
- （オ） 技術士「建設部門（ ）」（登録解体工事講習の受講者に限る。）
- （カ） 技術士「総合技術監理部門（建設- ）」（登録解体工事講習の受講者に限る。）
- イ. 1.0 点の配点を受けるためには、次の有資格者でなければならない。
- （ア） 解体工事施工技士（公益社団法人 全国解体工事業団体連合会）

（6）技術者（主任・監理技術者）の表彰状況について

- ① 配置を予定している技術者が、静岡県 of 交通基盤部、経済産業部、経営管理部又は企業局の実施している表彰のうち、優良技術者としての表彰されている場合、若しくは優良工事として表彰された工事に主任・監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事していた場合に評価する。
- ② 令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日）以降に表彰されたものを評価対象とする。
- ③ 優良工事及び優良技術者以外の表彰（安全工事表彰等）は、評価の対象としない。
- ④ 優良工事として表彰された工事に主任技術者又は監理技術者として従事していた場合であっても、工期の全期間に渡って配置されていない場合は、評価の対象としない。

（7）技術者（主任・監理技術者）の継続教育の取組状況について

- ① 下表の 2 団体のうち、いずれかの団体が実施する 1 年間の推奨単位以上の単位取得がある場合に評価する。

団体名	年間推奨単位
建築 CPD 運営会議 (構成団体のうち、以下のものを含む。)	12 認定時間
(公社) 日本建築士会連合会	12 CPD 単位
(公社) 日本建築家協会 [J I A]	36 単位
(一財) 建設業振興基金	12 CPD 単位
(公社) 日本技術士会	50 CPD 時間

- ② 証明書の単位取得期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までのうち、任意の 1 年間において、各団体設定の 1 年間の推奨（目標）単位以上を取得している場合を評価する。ただし、次のいずれかに該当する場合は評価の対象とならない。
- ・ 取得単位が 1 年間の推奨単位未満

- ・ 証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や、1年間に満たない場合
- ・ 証明書の単位取得期間が1年間であっても令和5年4月1日より前の日を含む場合
- ・ 証明書の単位取得期間が1年間であっても令和7年3月31日より後の日を含む場合
- ・ 取得単位が年度で証明される団体で、令和4年度又は令和7年度の証明の場合

(8) 現場代理人の保有資格について

- ① 配置を予定している現場代理人を評価対象とする。
- ② 主任・監理技術者が現場代理人を兼務する場合は、評価しない。
- ③ 監理技術者になり得る資格及び主任技術者になり得る資格とは、「解体工事」に係る資格とし、次に掲げるものとする。(実務経験による資格や、大臣特別認定者[建設業法第15条第2号ハ]は、評価の対象とはしない。)

ア. 監理技術者になり得る資格

- (ア) 1級建築施工管理技士(平成28年4月1日以降の合格者に限る。)
- (イ) 1級建築施工管理技士(登録解体工事講習の受講者に限る。)
- (ウ) 1級土木施工管理技士(平成28年4月1日以降の合格者に限る。)
- (エ) 1級土木施工管理技士(登録解体工事講習の受講者に限る。)
- (オ) 技術士「建設部門()」(登録解体工事講習の受講者に限る。)
- (カ) 技術士「総合技術監理部門(建設-)」(登録解体工事講習の受講者に限る。)

イ. 監理技術者補佐になり得る資格とは、1級土木施工管理技士補又は、1級建築施工管理技士補のうち主任技術者になり得る資格(※ウ)を有するものをいう。

ウ. 主任技術者になり得る資格

- (ア) 2級建築施工管理技士(種別:建築)(平成28年4月1日以降の合格者に限る。)
- (イ) 2級建築施工管理技士(種別:建築)(登録解体工事講習の受講者に限る。)
- (ウ) 2級建築施工管理技士(種別:躯体)(平成28年4月1日以降の合格者に限る。)
- (エ) 2級建築施工管理技士(種別:躯体)(登録解体工事講習の受講者に限る。)
- (オ) 2級土木施工管理技士(種別:土木)(平成28年4月1日以降の合格者に限る。)
- (カ) 2級土木施工管理技士(種別:土木)(登録解体工事講習の受講者に限る。)
- (キ) 1級とび技能士
- (ク) 解体工事施工技士(公益社団法人 全国解体工事業団体連合会)
- (コ) 登録解体基幹技能者(公益社団法人 全国解体工事業団体連合会)

(9) 湖西市との災害協定等について

- ① 災害協定は、公告日の時点で締結しているものを評価対象とする。ただし、災害協定を締結していなくとも、湖西市からの依頼に基づき活動した場合は②の「災害協定に準じた活動実績」として評価するものとする。
- ② 「活動実績あり」とは、令和2年4月1日以降に実施した活動実績であって、「災害協定に基づく活動実績」又は「災害協定に準じた活動実績」をいう。
- ③ 災害協定に基づく活動実績とは、以下の条件を満たすものをいう。(該当者なし)
ア. 災害協定を締結しており、協定に基づく活動実績であること。

イ. 令和 2 年 4 月 1 日以降に実施した活動実績であること。

④ 災害協定に準じた活動実績とは、以下の条件を満たすものをいう。

ア. 湖西市都市整備部土木課が所管する「湖西市道路施設等復旧工事事務処理要領（平成 28 年湖西市告示第 96 号）」に定める復旧工事に該当する実績であること。

イ. 上記要領に定める「道路施設等復旧工事实績証明申請書（様式第 3 号）」（証明のあるものに限る。）の写しを提出できること。（証明が必要な場合は、証明申請書を土木課維持・建設係に提出（持参）すること。）

※ 証明手続が速やかに実施できない場合を想定し、期間に余裕をもって書類を提出すること。（証明手続期間：1 日～5 日）

※ 入札参加者が当該要綱に定める復旧工事に該当する実績を有するか否かの照会は、湖西市都市整備部土木課（維持・建設係）にすること。（053-576-4547）

ウ. 災害協定を締結していること。ただし、災害協定を締結していなくとも、湖西市からの依頼に基づき活動した場合は②の「災害協定に準じた活動実績」として評価するものとする。

⑤ 「建設機械の 3 台以上保有あり」とは、以下の条件を全て満たすものをいう。

ア. 災害協定を締結していること。

イ. 直近の総合評定値通知書における「建設機械の所有及びリース台数」欄が 3 台以上であること。

ウ. 公告日の時点において、イの要件（建設機械の所有及びリース台数 3 台以上）を満たしていること。

(10) 指名停止措置の状況について

① 湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく以下の措置を対象とする。

ア. 指名停止 … 指名停止要領第 2 条に基づくもの

イ. 文書注意及び口頭注意 … 指名停止要領第 11 条に基づくもの

② 令和 6 年 4 月 1 日以降から公告日まで措置を受けている場合をマイナス評価の対象とする。ただし、指名停止において令和 6 年 4 月 1 日以前に受けた措置であっても、指名停止期間に令和 7 年 4 月 1 日以降が含まれている場合は、マイナス評価の対象とする。

(11) 若年技術者の配置について

① 公告日の時点で 40 歳未満である場合、評価する。

② 生年月日が **1985 年 10 月 29 日（昭和 60 年 10 月 29 日）**以降の技術者が、本項目における若年技術者として該当し得る。

③ 本工事に、主任技術者又は監理技術者として配置を予定する技術者を対象とする。

(12) 若年技術者の雇用状況について

① 公告日の時点で、35 歳未満の技術者を 3 ヶ月以上雇用していれば評価の対象とする。

② 生年月日が **1990 年 10 月 29 日（平成 2 年 10 月 29 日）**以降の技術者が、本項目における若年技術者として該当し得る。

③ 技術者とは、建設工事の主任技術者になり得る資格者（実務経験による資格者を

除く。)をいう。

(次に掲げる資格のいずれかを保有している技術者を評価の対象とする。)

<建設業法「技術検定」関係資格>

1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別：土木、鋼構造物塗装又は薬液注入）、
1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理
技士（種別：建築、躯体又は仕上げ）、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技
士、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、1級電気通信工事施工管理技士、
2級電気通信工事施工管理技士、1級造園施工管理技士、2級造園施工管理技士

<建築士法「建築士試験」関係資格>

一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築設備士

<技術士法「技術士試験」関係資格>

（空欄は、選択科目等の内容指定がない場合を示す。）

技術士「建設部門（ ）」、技術士「総合技術監理部門（建設－ ）」、技術士「農業部門（農
業農村工学）」、技術士「総合技術監理部門（農業－農業農村工学）」、技術士「電気電子部門
（ ）」、技術士「総合技術監理部門（電気電子－ ）」、技術士「機械部門（ ）」、技術士「総
合技術監理部門（機械－ ）」、技術士「上下水道部門（ ）」、技術士「総合技術監理部門（上
下水道－ ）」、技術士「水産部門（水産土木）」、技術士「総合技術監理部門（水産－水産土
木）」、技術士「森林部門（林業・林産）」、技術士「総合技術監理部門（森林－林業・林産）」、
技術士「森林部門（森林土木）」、技術士「総合技術監理部門（森林－森林土木）」、技術士「衛
生工学部門（ ）」、技術士「総合技術監理部門（衛生工学－ ）」

<職業能力開発促進法「技能検定」関係資格>

（ただし、等級区分が1級又は単一等級であるものに限る。）

建築大工技能士、型枠施工技能士、左官技能士、とび技能士、コンクリート圧送施工技能士、
ウェルポイント施工技能士、冷凍空気調和機器施工技能士、配管（建築配管作業）技能士、
タイル張り技能士、築炉技能士、ブロック建築技能士、石材施工技能士、鉄工技能士、鉄筋
施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業）技能士、工場板金、建築板金技能士、かわ
らぶき技能士、ガラス施工技能士、塗装技能士、路面標示施工技能士、畳製作技能士、内装
仕上げ施工技能士、表装技能士、熱絶縁施工技能士、建具製作技能士、カーテンウォール施
工技能士、サッシ技能士、造園技能士、防水施工技能士、さく井技能士

<建設業法「登録基幹技能者講習」関係資格>

登録電気工事基幹技能者、登録橋梁基幹技能者、登録造園基幹技能者、登録コンクリート圧送基幹技能者、登録防水基幹技能者、登録トンネル基幹技能者、登録建設塗装基幹技能者、登録左官基幹技能者、登録機械土工基幹技能者、登録海上起重基幹技能者、登録PC基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録圧接基幹技能者、登録型枠基幹技能者、登録配管基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者、登録切断穿孔基幹技能者、登録内装仕上工事基幹技能者、登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者、登録ALC基幹技能者、登録建築板金基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、登録ダクト基幹技能者、登録保温保冷基幹技能者、登録ウレタン断熱基幹技能者、登録グラウト基幹技能者、登録冷凍空調基幹技能者、登録運動施設基幹技能者、登録基礎工基幹技能者、登録タイル張り基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者、登録土工基幹技能者、登録発破・破砕基幹技能者、登録圧入基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者、登録消化設備基幹技能者、登録建築大工基幹技能者、登録建築測量基幹技能者、登録硝子工事基幹技能者、登録さく井基幹技能者、登録解体基幹技能者、登録あと施工アンカー基幹技能者、登録計装基幹技能者、登録土質改良基幹技能者、登録都市トンネル基幹技能者、登録潜函基幹技能者

<その他の資格>

第1種電気工事士、甲種消防設備士、乙種消防設備士、解体工事施工技士、基礎ぐい工事施工士

(13) ボランティアの活動実績について

- ① 湖西市内での活動実績に限り、評価の対象とする。
- ② 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間の活動実績に限り、評価の対象とする。
- ③ 道路、河川、公園等の公共施設に係る美化活動や農地、森林、海岸等で地域や行政との協働で実施する環境の保全活動を評価する。
- ④ 活動の実施時期・内容・会社名を証明するために公的機関又は自治会長等との協定書や証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌（広報）等の写しを添付すること。

(14) 低入札価格調査を実施した建設工事の状況について

- ① 湖西市発注の建設工事のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に完成検査に合格したものを対象とする。
- ② 全体平均点は、①の工事の成績評定点を平均した数値（小数点以下、四捨五入。）とする。なお、80点が全体平均点である。
- ③ 湖西市低入札取扱要領に定める調査基準価格未満で受注した建設工事のうち、②に示す全体平均点未満に該当する実績を有する場合、マイナス評価をする。

3. 総合評価の審査方法

(1) 評価値の算出方法

- ① 入札参加資格があると認められる者に標準点100点を付与する。
- ② 1の(1)に掲げる評価基準に基づき、加算点（最大得点は19.0点とする。）を与える。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して算出した評価値を用いて行う。求める評価値は小数第4位（5位四捨五入）とする。

- ④ 入札価格が調査基準価格を下回った場合は、調査基準価格を評価値算定上の入札価格として、評価値を算出する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価 格}} = \frac{\text{標準点 (100) + 加算点 ()}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

(2) 落札者の決定

- ① 予定価格の制限範囲内である者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
- ② 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

4. その他

(1) 総合評価落札方式を適用する理由

湖西市における総合評価落札方式の本格導入に向けての試行を行うため、並びに、価格及び品質が総合的に優れた内容で本工事の契約が行われることを目的として、総合評価落札方式を適用する。

(2) 不履行時のペナルティについて

受注者が、評価項目「技術者等の能力－現場代理人の保有資格」で加算点を受けている場合において、工事現場への常駐不足等の状況を確認した場合は、本工事における工事成績評定時に通常の減点に加えて、3点を減点する。

(3) 不落随意契約への移行について

再度の入札を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下であるときは、湖西市建設工事競争契約入札心得第19条に規定する手続に移行するものとする。

この場合において、再度の入札で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下で、最高評価値であった者を不落随意契約の相手方とする。